

令和 4 年度 第 3 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 4 年 5 月 2 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場第二庁舎 3 階 3 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 3 0 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 2 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	○
3	須 賀 喜 佐 子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	○
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	山 崎 秀 夫	○	1 2	八 木 大 輔	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	○		舩 田 晃 (最適化推進委員)	○
	山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○		滑 川 浩 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 日程第 2 諸報告について
 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
 日程第 4 議案第 2 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見を求める件について
 日程第 5 議案第 3 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) の決を求める件について
 日程第 6 議案第 4 号 令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) の決定を求める件について
 日程第 7 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について

会議の件名	議事録
1. 開会	<p>後藤事務局長が開会を告げる。午後1時30分</p> <p>【あいさつ】</p> <p>◎事務局長 皆さん、こんにちは。 これより、令和4年度第3回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきありがとうございます。 町からのお知らせとして、1点あります。</p> <p>前回もご連絡させていただきました、松伏町農業者支援給付金の件でございます。皆様方にもご申請をいただき、他の農業者の方にもご連絡をいただいていると思います。おかげさまで町が想定しているほとんどの方には申請をいただいているとのことで、町としても目標を達成できるかと思えます。しかし、若干名申請を忘れてしまっている方もいらっしゃるかと思えます。申請の期日は今月末までの5月31日となっていますのでお知り合いの方等に未だ申請していないという方がいらっしゃいましたら、町のほうにご連絡いただくようお願いいただければ幸いです。</p> <p>私からは以上です。 それでは引き続き、山崎会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>◎会長 改めまして皆さん、こんにちは。 大変暑くなってきましたが、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>現在農地を見回すと田植えも終盤に差し掛かってきております。私も本日最後の除草剤の散布を行いましたところ、本田に落ちそうになってしまいい気をつけなければいけないと思いました。</p> <p>また、埼玉県農林振興センターがまとめた2年前のデータになりますが、39件の農業事故が発生しておりそのうち2名がなくなってしまったそうです。年齢の内訳は39名中29名の方が65歳となっております。その他にも高齢者における熱中症の危険もありますので委員の皆様におかれましては事故や熱中症に十分ご留意されながら日々の農作業や農業委員会の本意であります、近隣農地のパトロールにてご活躍いただきたいと思います。</p> <p>◎事務局長 ありがとうございました。では、会長は総会の議長となることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>【開会の宣言】</p> <p>◎議長 ただいまから、令和4年度第3回定例総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員14名、最適化推進委員7名であります。過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 これより、日程に従い議事に入ります。</p>

<p>日程第 1</p>	<p>【会議録署名委員の指名について】</p> <p>◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第 13 条の規定により議長から指名いたします。</p> <p>5 番 横川 朝治 委員 6 番 岡田 嘉男 委員</p> <p>以上、2 名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第 2</p>	<p>【諸報告について】</p> <p>◎議長 次に、諸報告を行います。</p> <p>まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 なしと認め、以上で報告を終わります。</p>
<p>日程第 3</p>	<p>【議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 3 議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。</p> <p>No. 1 について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 案内図は 1 ページです。土地利用計画図は 1 ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇〇-〇、地目は〇、〇〇〇㎡の農地です。</p> <p>譲受人は〇〇〇〇〇-〇に本店を構えている〇〇〇〇 〇〇〇〇さん、職業は〇〇〇を営んでいます。</p> <p>譲渡人は〇〇〇〇〇-〇に居住されている〇〇〇〇さん年齢は〇〇歳、職業は〇〇〇です。</p> <p>転用目的は〇〇〇〇です。</p> <p>転用理由については、弊社は〇〇〇〇〇に本社および〇〇〇〇を有し〇〇〇</p>

◎事務局

案内図は3ページです。土地利用計画図は3ページになります。

申請地は〇〇〇〇〇-〇、地目は〇、〇〇〇㎡の農地です。

申請者は〇〇〇〇〇-〇に居住している〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇〇-〇に居住している〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業はありません。

転用目的は〇〇〇〇です。

申請理由については、私は〇〇〇〇に購入した〇〇〇〇〇-〇に〇と〇の3人で住んでいます。

仕事は〇〇〇〇に〇〇〇〇を設立し〇〇〇〇をしています。

仕事で使う〇〇〇〇は私の〇〇〇〇から車で約〇〇分の所にある〇〇〇〇で借りている物置に保管していますが、同社から物置を自社で使いたいのので来年の〇〇〇〇までにしてもらえないかとのお話がありました。他の物置を探すことも考えましたが、自宅の敷地内に仕事で使う〇〇〇〇を補完することができれば防犯上と利便性を考えると、仕事の効率が大変向上します。

また、〇〇〇〇はまだまだ元気ですが〇〇〇〇に面倒を看てもらおうことを考えると一緒に住むことは私達にとってもいい話なので、みんなで住める家を作って替える計画をしましたが、現在の敷地ではどうしても仕事で使う〇〇〇〇を置く物置のスペースがないので上記のような条件を満たす土地がないか夫婦で探していました。

条件に合う〇〇〇〇が見つからず大変困窮していましたが、〇〇様を紹介していただき、相談したところ快く承諾していただきました。現在の住まいの〇〇〇〇は〇〇〇〇で買っていただけるとのことです。

申請地は今の住まいから車で約〇〇分の場所で、今までの地域の方と関係性を築くことができ、〇〇〇〇の実家には車で約〇〇分の場所で両親の老後を考えるとすぐに行ける距離にあるのは大変助かります。

申請地は〇〇〇〇が建築できる最適な広さで、〇〇〇〇が安全に敷地内に入ることができます。物置には建材と工具を置くことができ、敷地内で管理できるので盗難等の心配がありません。近くには〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇などがあり大変良い立地で、家族で暮らすのに大変良い立地です。

以上の理由から申請をされました。

建物は木造2階建てです。工事期間は許可後から〇ヶ月間を予定しています。

被害防除対策について、敷地外周にCB2段～3段積みで被害防除を行います。排水については前面道路の下水道に接続します。

資金計画について、用地費〇〇〇万円、造成費〇〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、その他費用で〇〇〇万円、合計〇〇〇〇円です。全額金融機関からの借り入れで対応するとのことで、住宅ローンの事前審査結果票が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎石塚委員

5月18日水曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は承認されました。

◎議長

続いて、No.4 について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は4ページです。土地利用計画図は4ページになります。

申請地は〇〇〇〇〇-〇、地目は〇、〇〇〇㎡。同所〇〇〇〇〇-〇、地目は〇、〇〇〇㎡の農地です。合計で〇〇〇㎡です

譲受人は〇〇〇〇〇-〇に居住している〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇〇-〇に居住している〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

転用目的は〇〇〇〇です。

申請理由については、私は〇〇〇〇に〇〇〇〇し〇〇〇〇〇の借家に住んでいます。

〇〇〇〇の隣地は農地で、〇〇〇〇で野菜などを栽培していますが、私達も休日など一緒に作業を手伝って新鮮な野菜を頂くのが楽しみです。

〇〇〇〇はまだまだ元気ですが、この先高齢になってくると農地の管理が困難になります。また、〇〇〇〇が隣にいてくれると大変心強いと言われていました。私達も将来的に〇〇〇〇の身の回りの世話をしていくことを夫婦で決めていて、申請地であれば〇〇〇〇に何かあったときに対応することができ、農地の管理を手伝うことができます。

申請地近くの〇〇〇〇には〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、ホ〇〇〇〇もあり家族で暮らしていくにはとても良い立地です。

以上の理由から申請をされました。

建物は木造平屋建てです。工事期間は許可後から〇ヶ月間を予定しています。

被害防除対策について、敷地外周にCB2段積みで被害防除を行います。排水については合併浄化槽5人槽で北西側の水路へ排水します。

資金計画について、造成費〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、その他費用で〇〇〇万円、合計〇〇〇〇万円です。使用貸借のため用地費はありません。金融機関からの借り入れと自己資金で対応するとのこと、住宅ローンの事前審査結果票と金融機関からの残高証明書が添付されていますので、資金計画について問題ありません。

また、20年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されていますのでこちらも問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎石塚委員

5月18日水曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。
以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。
承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は承認されました。

◎議長

続いて、No.5について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は5ページをご参照願います。資料の土地利用計画図は5ページをご参照ください。

申請地は〇〇〇〇〇-〇、地目は〇、面積は〇〇〇㎡です。

譲受人は〇〇〇〇〇-〇に在住の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇〇-〇に在住の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

転用目的は〇〇〇〇です。

転用理由について、私は〇〇〇〇〇にある〇〇〇〇にて家族3人で生活しています。住まいが手狭となり、将来について夫婦で話し合い、十分なスペースを確保した家族の家を建てることにしました。

〇〇〇〇から〇〇〇〇で生活をしてきましたが、住環境が良く、また、〇〇〇〇が〇〇〇〇〇に在住のため、今後も行き来が容易な場所に家を建てたいと思っていました。

土地利用の計画として、敷地内に〇〇〇〇坪程度、建物に付随する排水施設、駐車スペースなどを計画しますと、〇〇坪程度の広さが最低でも必要であると考えています。

町内の市街化区域、調整区域の非農地を探してきましたが、条件に合う土地を見つけることができませんでした。今回の申請地は広さや、立地条件において、私たちの家づくり適していることがわかりました。

そのため、住宅敷地として申請を致します。

とのことです。

建物は木造2階建てです。
工事期間は令和〇年許可日から令和〇年〇月〇日までの予定です。
被害防除対策について、敷地外周をCB1段と3段積みで被害防除対策を行います。
排水については合併浄化槽5人槽を設置し前面道路の集水枥へ排水します。
資金計画について、用地費〇〇〇万円、造成費〇〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、合計で〇〇〇〇万円です。
全額金融機関からの融資で対応するとのことで、住宅ローン事前審査結果票が添付されています。資金計画については問題ありません。
また、20年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されておりますのでこちらも問題ありません。
説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎須賀委員

5月18日水曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。
以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。
承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は承認されました。

日程第4

【議案第2号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見を求める件について】

◎議長

続いて、日程4議案第2号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見を求める件についてを上程いたします。

No.1について、事務局から説明をお願いします。

◎事務局

今回、除外が4件あります。白地ではなく、青地になります。ここは基本的には農地以外は認められない場所ですが、町では年に2回農業振興地域からの除外の申請を受け付けています。担当は各部門から意見を集約し、やむを得ないものなのか、支障があるものなのかを農業委員会で審議して、意見を求めるものになります。

案内図は6ページです。土地利用計画図は6ページになります。

申請地は〇〇〇〇〇-〇の一部、面積は〇〇〇/〇〇〇㎡、地目は〇。同所〇〇〇〇〇の一部、面積は〇〇〇/〇〇〇㎡、地目は〇です。合計〇〇〇㎡です。

譲受人は〇〇〇〇〇-〇に在住の〇〇〇〇さんです。職業は〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇〇-〇に在住の〇〇〇〇さんです。

申請理由については、今般、〇〇〇〇により、〇〇〇〇で、居宅と農作業所を取壊しすることになりました。〇〇〇〇の残地では、〇〇〇〇を建設する事が出来ないので、申請に至ります。

土地利用としては、〇〇〇〇と〇〇〇〇を建築する計画です。〇〇〇〇が近隣にあり、〇〇〇〇を行うため、〇〇〇〇が大きくなってしまいます。また、前面道路に〇〇〇〇があり、接続出来る土地は他に所有していません。

〇〇〇〇で、老後も環境が変わらない〇〇〇〇で暮らしを整えてあげたいため、また〇〇〇〇スを利用しているので、〇〇〇〇が回転出来る広さが必要です。以上の事で、〇〇〇〇宅地の敷地面積は増えますが、申請地の面積が必要になります。

周辺は農地に囲まれていて、自分が土地利用し易い場所となると、今般の申請地か、他の農地を譲って頂くしか有りません。

申請地は〇〇〇〇と地続きになり、土地利用し易く、農地の利用形態も現在と変わりません。

以上の理由から当該地を申請されました。

被害防除対策については、申請地外周に擁壁を設置して被害防除を行います。

なお、申請地と所有地に農地法の違反があります。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎高橋会長代理

5月18日水曜日に書類審査と現地調査を行いました。現地は違反です。申請書類について不備等はありませんでした。事務局説明のとおりですのでご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎事務局

本案における審議についてですが現時点では農地法の違反があり是正を行っている最中です。しかし国の公共事業というやむを得ない事情があり除外をすることになります。そこで必ず是正をするという条件付きのやむを得ないという判断なのかそもそも違反があるので支障ありという判断なのかを審議していただきたいと思います。

◎柴田委員

案内図を見ると住宅の一部も農地にかかっているようだがそれはどうなのか

◎事務局

住宅については農地に乗ってしまっているが国によって収用され国のほうで解体されます。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより意見を求めます。
やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は条件付きでやむを得ないとされました。

◎議長

続いて、No.2について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は7ページです。土地利用計画図は7ページになります。

申請地は〇〇〇〇〇-〇、面積は〇〇〇㎡、地目は〇。同所〇〇〇〇〇、面積は〇〇〇㎡、地目は〇です。合計で〇〇〇㎡です。

申請人は〇〇〇〇〇-〇に在住の〇〇〇〇さん、職業はありません。

申請理由については、〇〇〇〇〇では〇〇〇〇が不足している状態で、隣接する〇〇〇〇〇の施設を利用している方もおり、潜在的な需要も将来的にかなりあると思われます。〇〇〇〇にはそれなりの土地面積・建物面積も必要であり、市街化区域で見つけるのは難しい状況です。本申請地は市街化区域に隣接しており、環境的にも適していると思われます。以上の理由により、〇〇〇〇である本申請地を選定し、建物を建築した後は、〇〇〇〇に運営をお願いしたいと思い当該地を申請されました。

被害防除対策については、申出地外周にはブロックとフェンスで被害防除対策を行います。

説明については以上です

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎石塚委員

5月18日水曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎八木委員

申請地周辺で耕作をしているが用水がうまく流れなくなってしまうため、そのことを伝えてもらいたい。

◎事務局

申請人にしっかりと伝えておきます。

◎藤江委員

本案については用水の件について対応してもらおうという条件をつけてほしい。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより意見を求めます。
やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案はやむを得ないとされました。

◎議長

続いて、No.3 について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は8ページです。土地利用計画図は8ページになります。

申請地は〇〇〇〇〇-〇、面積は〇〇〇㎡、地目は〇です。

申請人は〇〇〇〇〇-〇に在住の〇〇〇〇さん、職業はありません。

譲渡人は〇〇〇〇〇-〇に在住の〇〇〇〇さんです。

申請理由について、現在私は〇〇〇〇〇に居住しております。

私は庭いじりが趣味で、敷地の〇〇〇〇を整備しておりますが敷地が狭いため、思うような整備ができません。

自宅は〇〇に面しており交通量も多く、親族の小さい子供が来た時に敷地内で遊べるような環境を作っておきたいと思っており、その敷地を確保したいと考えております。

本件申請地は〇〇〇〇であり、日当たりも良く条件に適しており、今回の申出に適した土地であると判断いたしました。

申出にあたり、〇〇〇〇に〇〇〇〇〇-〇という土地があるのですが、現在の住まいの土地〇〇〇〇〇-〇を購入したのが〇〇〇〇です。

隣地〇〇〇〇〇-〇に〇〇〇〇が〇〇〇〇〇に〇〇〇〇したのですが、私の敷地に越境する形で建築してしまったようで、〇〇〇〇に私が住宅を建てる際に測量した時には、現状の状態であった為、土地を分筆し、私が使用できる範囲を分けた次第です。

現在は近隣関係を考慮し、現状のままとしておりますが、将来取り壊し等をする際には、当該越境状況を解消してもらう予定です。

以上の理由により、当該地を申請されました。

被害防除対策については、隣接地の所有者が〇〇〇〇さんであるため、既存のブロックを使用します。

なお、申請理由の説明のとおり、所有農地に違反があります。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎永野委員

5月18日水曜日に書類審査と現地調査を行いました。申請書類について不備等はありませんでした。事務局説明のとおりですのでご審議よろしくお願ひします。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎事務局

本件については説明のとおり農地法の違反がある状態です。また、是正の見込は現在ありません。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより意見を求めます。
やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

挙手なしであります。

よって、本案は支障ありとされました。

◎議長

続いて、No.4について、事務局説明願ひます。

◎事務局

案内図は9ページです。土地利用計画図は9ページになります。

申請地は〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇㎡、地目は〇です。

譲受人は〇〇〇〇〇-〇の〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、職業は〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇〇-〇に在住の〇〇〇〇さんです。

申請理由については、現在借りている〇〇〇〇が弊社よりやや離れており、頻繁に〇〇〇〇、〇〇〇〇などのトラブルがあり、安全上の不安を抱えております。申出地であれば、弊社隣地であり、防犯・管理面でも容易にできる土地であります。現在借りております土地に関しては返却いたします。除外申出地は〇〇〇〇として面積も妥当であり、〇〇〇〇がないと仕事は滞り、必要不可欠です。

とのことで、当該地の申請をされました。

被害防除対策について、水路に面した部分には、コンクリートブロックを設置します。

説明については以上です。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより意見を求めます。
やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

<p>日程第 5</p>	<p>挙手全員であります。 よって、本案はやむを得ないとされました。</p> <p>【議案第 3 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて日程 5 議案第 3 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定を求める件についてを上程いたします。 事務局から説明願います。</p> <p>◎事務局 議案第 3 号と書かれた資料の参照願います。 1 ページ目は令和 4 年 3 月 3 1 日現在の農業委員会の状況が記載してあります。 2 ページ目は担い手への農地の利用集積・集約化です。 1 番、現状及び課題、令和 3 年 4 月管内の農地面積 5 8 5 ha、これまでの集積面積 1 6 1 ha、集積率 2 7. 5 %です。生産能力の低い農地は利用集積になりにくいのが課題です。 2 番、令和 3 年度の目標及び実績です。集積目標 1 6 3 ha、集積実績 1 7 0 ha、うち、新規実績 1 6. 5 ha、達成状況は 1 0 4 %です。 3 番、目標の達成に向けた活動です。活動計画は 8 月に 8・1 調査を行い貸付希望の農地を担い手へ利用集積を図る計画です。活動実績は貸付希望の農地を担い手、耕作希望者に利用集積を行いました。 4 番、目標及び活動に対する評価です。目標を達成することができました。利用集積にあたって、担い手へ集積が進んでいます。引き続き活動を行っていきたいと思います。 3 ページ目は新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。 1 番、現状及び課題、過年度の新規参入の状況が書かれています。農業経営を開始するにあたり、農地・資金・営農技術・収益性が求められることから、新規参入者の受け入れには課題が多いのが現状です。 2 番、令和 3 年度の目標及び実績です。参入目標は 1 経営体、参入実績は 0 経営体、達成状況は 0 %です。また、参入目標面積は 0. 5 ha、参入実績面積 0 ha、達成状況は 0 %です。 3 番、目標の達成に向けた活動です。活動計画は新規参入者の相談等の受け入れを随時実施する。活動実績は新規参入者の相談の受け入れ、農地法の制度説明、補助金等の説明を行いました。 4 番、目標及び活動に対する評価です。参入者数の目標を達成することができなかつたため、引き続き、新規参入者の相談等の受け入れを実施します。 4 ページ目は遊休農地に関する措置に関する評価です。 1 番、現状及び課題、令和 3 年 4 月現在、管内の農地面積 5 8 8. 5 ha、遊休農地面積 3. 5 ha、割合 0. 6 %、非農家が相続した農地や相続未了の農地が遊休地化しています。 2 番、令和 3 年度の目標及び実績です。解消目標 0. 5 ha 解消実績 0. 6 ha、達成状況は 1 2 0 %です。 3 番、2 の目標に向けた活動です。活動計画では 8 月と 1 月に利用状況調査行う計画でした。活動実績は 8 月と 1 月に利用状況調査を行いました。 4 番、目標及び活動に対する評価です。目標は達成することができました。農地パトロールを行い、遊休農地の所有者が希望する場合、農地の利</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>日程第 6</p>	<p>用集積に向けた調整を行う必要があると思われます。</p> <p>5 ページ目は違反転用への適正な対応です。</p> <p>1 番、現状及び課題、令和 3 年 4 月現在、管内の農地面積、5 8 5 ha、違反転用面積 1. 9 ha です。</p> <p>2 番、令和 3 年度実績です。実績は 1. 9 ha、増減 0 ha です。</p> <p>3 番、活動計画・実績及び評価です。活動計画では違反転用者への是正指導や農地パトロール等で早期に発見するように努める計画でした。活動実績は違反転用者への違反指導を実施しました。違反転用面積を減らすことはできませんでしたが、違反転用者への指導では正が行われ、増加することはなかったため、現状の活動は妥当だと思われます。</p> <p>6 ページ目は農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。</p> <p>1 番、農地法第 3 条に基づく許可事務です。1 年間の処理件数は 1 0 件です。うち許可は 9 件です。</p> <p>2 番、農地転用に関する事務です。1 年間の処理件数は 3 1 件です。</p> <p>3 番、農地所有適格法人からの報告への対応です。管内の農地所有適格法人は 2 法人です。うち報告書提出農地所有適格法人は 2 法人です。</p> <p>4 番、情報の提供等です。賃借料情報の調査・提供は令和 3 年 8 月に HP に掲載。農業委員会だよりも掲載しました。農地台帳について、随時更新し、申請に基づき閲覧に供しています。</p> <p>8 ページ目は事務の実施状況の公表です。総会の議事録については署名後、HP に公表しています。活動の点検・評価についても総会で決定後、HP に公表しています。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>◎議長 質疑なしと認め、これより採決いたします。 決定に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は決定されました。</p> <p>【議案第 4 号 令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 6 議案第 4 号令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定を求める件についてを上程いたします。 事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 議案第 4 号と書かれた資料の参照願います。 1 ページ目は令和 4 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況が記載してあります。 2 ページ目は最適化活動の目標です。</p>
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1番、最適化活動の成果目標、農地の集積についての現状及び課題は、令和4年4月現在、管内の農地面積は582ha、これまでの集積面積は170ha、集積率は29.2%で、生産能力の低い農地は利用集積になりにくいのが課題です。目標は、農地の集積の目標年度が令和14年度、集積率50%、今年度の新規集積面積は8ha、農地面積は582ha、今年度末の集積面積は178ha、今年度末の集積率は30.1%です。

遊休農地の解消についての現状及び課題は1号遊休農地面積が3.6ha、うち緑区分の遊休農地面積は3.6ha、うち黄区分の遊休農地面積は0.0haで、非農家が相続した農地や相続未了の農地が遊休地化しています。遊休農地の解消についての目標は、既存遊休農地のうち緑区分の遊休農地の解消について令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積が3.6ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積は0.7haです。

新規参入の促進については、現状及び課題、過年度の新規参入実績が記載されています。農業経営を開始するにあたり、農地・資金・営農技術・収益性が求められることから、新規参入者の受け入れには課題が多いのが現状です。目標については、過年度の権利移動面積が記載されています。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は3.5haです。

2番最適化活動の活動目標、推進委員等が最適化活動を行う日数目標について1人当たりの活動日数は1月当たり10日です。最適化活動を行う農業委員の人数は14人、農地利用最適化推進委員の人数は7人です。

活動強化月間の設定目標については、取組時期、取組項目、強化月間の内容が記載されています。

新規参入相談会への参加目標については、開催時期、相談会名、参加者数、開催場所、相談会の内容が記載されています。

説明については以上です。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

決定に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は決定されました。

日程第7

【報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の受理について】

◎議長

続いて、日程7報告第1号について事務局報告願います。

◎事務局

〇〇地区において、分譲住宅や住宅敷地として届出がありましたのでご報告させていただきます。

◎議長

以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。
その他として、委員または事務局から何かありますか。

◎事務局

- ・第2回総会における報告
- ・第4回総会について

◎議長

その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。
閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。

◎会長代理

長時間にわたりご審議ありがとうございました。近頃は蒸すような時期になってまいりました。年を取ると熱中症がさらに身近な存在になってきますので皆さんもお気を付けください。今日はありがとうございました。